

令和7年2月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	59	57	84	57	70	62	63	70	58	50		693
問い合わせ	5	3	4	4	4	6	4	2	3	3	1		39
要望	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
計	68	62	61	88	61	76	66	65	73	61	51	0	732
(前年度計)	(70)	(73)	(65)	(54)	(67)	(56)	(53)	(67)	(55)	(78)	(72)	(58)	(768)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	5	4	7	2	5	2	3	7	2	3	3		43
(前年度)	(8)	(4)	(7)	(2)	(2)	(4)	(4)	(4)	(2)	(4)	(3)	(6)	(50)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	2	4	3	1	3	1	3	1		21
20歳代	5	6	9	4	1	5	0	3	3	2	1		39
30歳代	5	4	6	10	4	4	15	8	4	9	6		75
40歳代	8	12	7	14	14	8	8	14	6	8	10		109
50歳代	13	16	10	12	7	11	13	10	10	9	3		114
60歳代	7	0	11	16	6	11	9	9	18	15	4		106
70歳以上	21	18	12	23	21	29	14	11	25	14	20		208
その他・不明	8	4	6	7	4	5	6	7	6	1	6		60
計	68	62	61	88	61	76	66	65	73	61	51	0	732

今月の相談事例

スマホに、北海道の業者だと電話があった。1万5千円の海産物を代引きで送ると言われたので了承し、住所氏名を知らせた。その後、確認の電話がありその時も了承した。だが、よく考えると業者名を知らされていない。不審に思い解約しようと、勧誘の番号や確認の番号に電話をかけるが繋がらない。

センターからのアドバイス

電話勧誘なので契約書面を受け取った日を入れて8日間はクーリングオフが出来ます。商品が届いたら、宅配業者に事情を説明して受取拒否をし、伝票に書いてある住所、業者名、電話番号をメモしたり写真に撮りましょう。そして、8日間以内にハガキでクーリングオフ通知を出すことが大切です。記載済みのハガキをコピーし証拠として残し、簡易書留で出しましょう。伝票にメールアドレスの記載があれば、メールでクーリングオフの通知を出すことも可能です。